

第2回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	7	第2	8		表4	年度別参考額の内訳	収益的収支及び統括運営費用には、2%の物価上昇を見込んで提案するものと理解しております。初回改定について、「2%の差」の算出方法は、たとえば増減率が+1.0%であった場合は-1.0%、+4.0%であった場合は+2.0%と理解して良いでしょうか？また、2回目以降の改定について、改定対象額としては、前回改定後のサービス対価の総額であり、支払済みの金額を考慮しないという理解ですが宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	募集要項	7	第2	8	0	表4	年度別参考額の内訳	表4の「収益的支出」「資本的支出」「統括管理業務」の区分と、別紙1に示されたサービス対価A～Fの対応関係をお示ください。例えば、サービス対価Eに含まれる業務のうち、計画修繕は収益的支出、改築工事は資本的支出というように、必ずしもサービス対価の区分ごとに明確に分類できないように思われます。	次のとおりです。 収益的支出:A,B,C,E(計画修繕) 資本的収支:D,E(改築工事) 統括管理業務:F
3	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	第1回質問回答No31において、2か年分のサービス対価の和の10/100とする回答がなされています。具体的には、R9年度は「R9+R10」を対象とする、R10年度は「R10+R11」を対象とし、R18年度を除いて以降同様という回答です。 当グループは、本事業に関する履行保証保険の加入を検討しておりますが、本計算式に基づくと、R9年とR18年を除いて二重の保険に加入(対象期間が重複)することになるため、過度な負担を負うのではないのでしょうか。 2か年分の和とする場合、R9年度は「R9+R10」を対象とする、R11年度は「R11+R12」、以降同様というような2か年毎で更新する方法、つまり事業期間中計5回更新する方法を認めていただけないでしょうか。	事業期間中の保証額については「常に2か年分のサービス対価の10/100」の保証を求めることとし、第1回質問回答でお示しているところです。 左の質問でお申し出のある方法の場合は、期間2年の保証を付ける、ということになると考えますが、第1回質問への回答で示した「R9年度は「R9+R10」を対象とする、R10年度は「R10+R11」を対象とし、R18年度を除いて以降同様」としているのは、期間1年の保証を、毎年更新して頂く想定です。保証料負担の観点からは過度の負担を求めるとは考えていません。 よって、第1回質問に対する回答のとおりとします。
4	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	契約保証は事業者が請負工事を完成できなかった場合に、発注者の損害を補填することを目的としている理解です。一般に維持管理業務については、履行保証保険の対象とならないと思われます。履行保証の保証額の対象を「管路修繕・改築業務」に限定いただようお願いいたします。	契約の保証については、事業契約書(案)第6条第1項第3号において、契約保証の方法の一つとして、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する保証事業会社による保証を認めていますが、これに限定するものではありません。 保証の方法については、事業者の提案によるものと考えます。
5	募集要項	別紙1-1	別紙1	1	0	0	サービス対価の支払期	サービス対価についてそれぞれ支払期が設定されていますが、貴市の従来の支払条件とは異なるものと理解しております。具体的には、建設工事(予定価格2000万円以上)であれば前払金として40%分の請求が認められたり、維持管理業務においては月次で委託先企業に支払をされていると業務もあると認識しております。 事業者としては入金に先だった支払をすることは難しいため、貴市からのサービス対価の入金後に支払をするなど、支払条件については事業者にて任意に設定できると理解してよろしいでしょうか？	委託先企業、下請負人等への支払条件については、事業者にて任意に設定して頂いて構いません。
6	募集要項	別紙1-1	別紙1	1	0	0	サービス対価の支払期	【D】及び【E】改築工事の年ごとの支払金額の決定方法について、優先交渉権者との協議によるものとご回答でしたが、予算の要望時期や、決定時期及び手続きについて、現時点での想定をご教示いただけますでしょうか。	令和10年度予算を例として、下記の手続きを想定しています。 (1)令和9年6月 国庫補助金概算要望 (2)令和9年8月 宝塚市予算策定(補助・単費共) (3)令和9年11月 国庫補助金本要望 (4)令和10年3月 宝塚市予算決定 (5)令和10年4月上旬 国庫補助金内示、雨水事業との補助額の調整、調整終り次第発注可能 (6)令和10年4月下旬 国庫補助金実施計画提出(効力発生日を4/1付) (7)令和10年12月 発注工事の完了・支払時期の協議(補助金の支払や翌年度繰越に関する協議)
7	募集要項	別紙1-2	別紙1	2	(2)	0	サービス対価の改定方式の費目別適用(2%上昇見込み費目とそれ以外)	募集要項別紙1-2(2)では、「提案価格に2%の上昇を見込んだ費目」について、増減の率と2%の差の率による改定を行うこととされています。当該改定の対象は収益的支出(サービス対価A～C)及び統括管理業務費(サービス対価F)であり、サービス対価D及びEは±1.5%を超過する増減があった場合の通常の改定によるものと理解でよいのか、ご教示ください。	増減の率と2%の差の率による改定の対象は、収益的支出(サービス対価A～C)及び統括管理業務費(サービス対価F)及びサービス対価Eの内、管路の計画修繕に係る費用(E-1)です。 様式5-3 事業実施計画の「上昇率2%を見込んでいる費目」も参照してください。
8	要求水準書 要求水準書(別紙集)	6・20-21 67	第1・第4 別紙5	3(5)・2(2) 2.問題解決業務	②・① (1)不明水対策	(1-1)	不明水対策に係る年次の調査・分析の対象選定と成果物	要求水準書第4-2(2)①では、不明水対策に係る各種調査等を含めた計画策定に必要な方法に関しては、「別紙5の事例の方法も含め創意工夫や新しい知見による事業者からの提案により行うこと」とされています。また、第1-3(5)の想定事業量②では、不明水対策の参考見込み数量として計画面積約2,669ha・絞込み調査約100ha/年・詳細調査約900mが示されています。年次の調査・分析について、対象区域・数量は想定事業量(絞込み調査約100ha/年)を参考としつつ、流域の状況や過去の実績を踏まえて事業者が重点箇所を選定して提案すると理解でよい。また、調査・分析に係る年次の成果物(分析報告書等)の構成は事業者の提案によるとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	20-21・ 27	第4・第6	2(2)	①	0	雨天時浸入水対策計画の策定・見直しの回数・時期	要求水準書第4-2(2)①では、不明水対策について市の下水道事業範囲内全域に対する不明水対策を講じるため、各種調査等を実施し、有収率の向上に対して効率的に効率的な対策計画を立案することとされ、「調査・分析結果を踏まえて『雨天時浸入水対策ガイドライン(案) 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部』を参考に雨天時浸入水対策計画を策定すること」と定められています。雨天時浸入水対策計画の策定・見直しの回数・時期については、要求水準書に別紙の定めがない(下水道事業計画変更・ストックマネジメント計画については第6-2(2)①に「概ね5年毎に計画変更を行う」等の頻度の定めがある一方、雨天時浸入水対策計画には同様の定めがない)ため、本事業の調査・分析結果を踏まえ、事業者の提案により市と協議のうえ定めるとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。 雨天時浸入水対策計画は、長期にわたるモニタリングによって目標浸入水率をクリアしていくというものであるため、事業期間中の見直しは当然必要となると考えますが、その見直し時期については、一様に定めることは難しいと考えられ、見直し時期についても協議が必要と考えています。
10	要求水準書	20	第4	2	(2)	①	不明水対策	調査方法について、「別紙5の事例の方法も含め創意工夫や新しい知見による事業者からの提案」と記載されていますが、新技術等での調査方法でも対応可能と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	21	第4	2	(2)	①	不明水対策	有収率の目標値について設定する事となっていますが、不明水対策は長期的な調査や補修等の対応により効果の発現が期待できません。目標値の設定として貴市でのご想定をお聞かせいただけますでしょうか。	「過去5年度の有収率実績」及び「宝塚市行政経営行動計画令和8年3月改訂」を参考に提案してください。
12	要求水準書	24	第5	2	(2)	0	①事故初動対応 ②通報初動対応	①市民からの通報には、今回の業務とは関係のない施設(道路や水道施設等)に関するものも含まれ、初動対応における管理区分等の見極めが重要になると思料します。その対応において、貴市が使用されているマッピングシステム等を使用させていただくことは可能でしょうか。 ②また、特に業務初期においては、受注者自身あるいは貴市各部署との調整により管理区分等を見極めることが困難であることが想定されますが、その確認作業等、ご配慮・ご協力をいただくことは可能でしょうか。	①下水道課では下水道台帳に応じて現場対応を行っており、これについては使用が可能です。 ②お見込みのとおりです。
13	要求水準書	27	第6	1	(2)		計画・設計業務の実施体制	第1回質問回答No.74において、「現行の体制は、2名の職員で対応しています。」と回答いただきましたが、管理職・非管理職などの内訳についてご教示願います。	管理職は課長以上の職員となります。 本業務は非管理職(係長級1名、一般職1名)の体制です。
14	要求水準書 第1回質問回答書	27 No.75	第6	2	(2)	0	別紙5・別紙6「参考例示に充足する成果物」の趣旨	要求水準書第6計画・設計業務2(2)における別紙5・別紙6の位置づけについて、第1回質問回答No.75では「お見込みのとおりですが、参考例示に充足する成果物を作成してください」と回答されています。この「参考例示に充足する成果物」とは、別紙5に例示された個別の項目・様式を形式的に具備することではなく、例示された業務内容・成果物が達成しようとする目的・機能を満たすことを指すとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。 但し、国庫補助の対象となる業務については、会計検査に対応できる内容とするとしてください。
15	要求水準書 第1回質問回答書	27-28 No.97	第6	2	(2)	①	下水道事業計画変更の区域・面積の提示時期	下水道事業計画変更業務の対象となる区域・面積について、第1回質問回答No.97では「上位計画に伴う事業計画変更の予定があります。具体的な区域・面積については、現在検討中です」と回答されています。当該区域・面積の検討状況と、提案価格算定の前提として提案審査書類の提出前に提示される予定の有無・時期をご教示ください。	現段階で現計画からの拡大や縮小、区域変更等の変更はありません。 兵庫県で策定する流域下水道事業計画の変更内容に沿った各種フレームや諸元の変更の可能性があると考えください。当該流域下水道事業計画の変更時期については流域下水道事業計画の進捗次第のため、お答えできませんが、令和10年度頃から更新に係る作業開始と想定しています。

第2回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
16	要求水準書 第1回質問回答書	29・36- 37 No.215	第6・第8 —	6・7 —	表6.1・表 8.1 —	0	業務指標(P1)の目標基準値の設定時期	要求水準書第6-6(29頁)では「事業者は表6.1に示す業務指標(目標項目)例を参考に、事業期間中(事業開始から2〜3年後)に市の承諾を得て目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングにより達成状況の確認を行うものとする」目標項目及び目標基準値の設定は、2年経過毎に事業者と市で確認協議し見直しを検討するものとする」と定められています(第8-7(36・37頁)も同旨)。当該定めにより、業務指標(P1)の目標基準値は、提案時ではなく事業開始後(事業開始から2〜3年後)に市の承諾を得て設定するとの理解でよいのか、ご教示ください。なお、第1回質問回答書No.215では「(1)(2)P1設定に関しては、事業者提案によるものとし、優先交渉権者と協議を行います。」と回答されており、提案書では目標水準の設定の考え方及び算定方法を提案するものと理解し、正しいですか。	提案書では目標水準の設定の考え方や算定方法と併せ、事業者で想定する目標基準値を提案して頂き、その上で、目標項目及び目標基準値は優先交渉権者と協議し事業開始前までに決定するものとし、ます。
17	要求水準書	29	第6	6	表6.1	0	表6.1「市の評価基準」の定め方	要求水準書表6.1の業務指標(目標項目)例に含まれる「市の評価基準(進捗の妥当性、課題対応、次期計画の具体性)」は、目標項目及び目標基準値の設定と併せて、市と事業者の協議により定められるとの理解でよいのか、ご教示ください。	提案書では目標水準の設定の考え方や算定方法と併せ、事業者で想定する目標基準値を提案して頂き、その上で、目標項目及び目標基準値は優先交渉権者と協議し事業開始前までに決定するものとし、ます。
18	要求水準書(別紙集)	39	別紙4	(11)	0	0	水質調査業務の検査者	調査実施する者として計量法の定め(計量証明事業者・特定計量証明事業者)と記載されていますが、現場での採取担当者に対して資格等の指定はありますでしょうか。	現場での採取担当者に対する資格の指定はありません。必要に応じて酸素欠乏・硫化水素危険作業の主任者や特別教育修了者により実施してください。
19	要求水準書(別紙集)	44	別紙5	(2)	(ウ)	0	取付管	業務内容に取付管が記載されていますが、想定事業量として、計画調査(TVカメラ/目視)約11km/年や、緊急調査 約40件/年/にどの程度数量が見込まれていますでしょうか。	計画調査では、本管調査で確認可能な範囲における取付管の調査を含めています。緊急調査では、過去の実績から想定される参考数量を見込んでいます。
20	要求水準書(別紙集)	44	別紙5	(3)	(イ)	0	清掃(管路施設)	産業廃棄物の処分について収集運搬の許可が記載されていますが、処分費の支払と処分に係る契約は貴市が直接処分場と行う予定との見解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市は、下水汚泥の運搬を担当する構成員が紹介する最終処分場と下水汚泥の搬入について契約し、費用を支払うことを想定しています。
21	第1回質問回答書	No.12・ 88・92	—	—	0	0	サービス対価Fで事業者が見込む費用の範囲(現行台帳システム費用との関係)	第1回質問回答書No.92では、新たな情報管理基盤の構築・データ移行・運用の費用は、実施を決定した場合に【F:統括管理業務】に係るサービス対価の範囲内で事業者が見込むと回答され、No.12では一元化費用は統括管理業務費に含めて提案することを基本とすると回答されています。一方、No.88では現行台帳システムの更新費用・ライセンス費用・保守運用費用等はデータ移行費用以外は市の負担と考えている(優先交渉権者決定後に市と事業者の協議により整理・合意する想定)と回答されています。これらを整合的に理解するため、サービス対価Fで事業者が見込むべき費用は新たな情報管理基盤の構築・データ移行・運用に係る費用に限られ、現行システムの更新・ライセンス・保守運用費用についてはNo.88にお示しの考え方(データ移行費用以外は市の負担)が維持されるとの理解でよいのか、ご教示ください。	第1回質問回答No.88の回答(現段階では、データ移行費用以外に関しては市の負担と考えていますが、具体的な負担区分に関しては現行システムの状況等に基づき、優先交渉権者決定後に市と事業者の協議により整理・合意することを想定しています)と回答されています。また、要求水準書(別紙集)別紙599頁(ス)a)①には、パソコンに起因する障害について「パソコンの復旧は本契約に含まれないものとし、発注者から必要に応じてメーカー・ヘルプデスクに依頼して対応するものとする」と定められており、システム製品に係る費用は発注者が負担する整理・合意するものとの理解でおります。これを踏まえ、別紙5に定めのないソフトウェア製品本体のライセンス費用及びバージョンアップを含む改修費用については、No.88にお示しの考え方(データ移行費用以外は市の負担)が維持され、提案価格算定の段階でこれらを事業者の提案価格に見込むことを要しないとの理解でよいのか、ご教示ください。なお、仮に事業者負担となる部分がある場合は、その負担範囲の考え方を提案審査書類の提出前にお示しいただきたい。
22	第1回質問回答書 要求水準書(別紙集)	No.88 99	— 別紙5	— 5.統括管理業務	— (1)台帳管理(1-2)	0	台帳システムのライセンス費用・改修費用の提案価格算定上の取扱い	第1回質問回答書No.88では、台帳システムの更新費用、ライセンス費用、データ移行費用、保守運用費用等の負担区分について「現段階では、データ移行費用以外に関しては市の負担と考えていますが、具体的な負担区分に関しては現行システムの状況等を踏まえて、優先交渉権者決定後に市と事業者の協議により整理・合意することを想定しています」と回答されています。また、要求水準書(別紙集)別紙599頁(ス)a)①には、パソコンに起因する障害について「パソコンの復旧は本契約に含まれないものとし、発注者から必要に応じてメーカー・ヘルプデスクに依頼して対応するものとする」と定められており、システム製品に係る費用は発注者が負担する整理・合意するものとの理解でおります。これを踏まえ、別紙5に定めのないソフトウェア製品本体のライセンス費用及びバージョンアップを含む改修費用については、No.88にお示しの考え方(データ移行費用以外は市の負担)が維持され、提案価格算定の段階でこれらを事業者の提案価格に見込むことを要しないとの理解でよいのか、ご教示ください。なお、仮に事業者負担となる部分がある場合は、その負担範囲の考え方を提案審査書類の提出前にお示しいただきたい。	別紙5に定めのないソフトウェア製品本体のライセンス費用及びバージョンアップを含む改修費用については、提案価格に含んでください。
23	第1回質問回答書 要求水準書(別紙集)	No.115 97・99	— 別紙5	— 5.統括管理業務	— (1)台帳管理(1-2)	0	台帳システム「保守サポート」の範囲	第1回質問回答書No.115では「PacCALAD本体の保守・改修は、(イ)の事業者が当該システム本体の保守サポートまでを負う」と回答されています。この「保守サポート」とは、要求水準書(別紙集)別紙515、統括管理業務(1)台帳管理(1-2)197頁の【業務内容】に定めるシステムを円滑に運用するための保守サポート、すなわち同99頁(ス)システム保守に定めるa)運用サポート(障害対応・年1回の操作研修・Q&A対応)、b)定期点検(年1回訪問・バックアップの取得及び保管)及びc)システム保守報告書の作成に係る役務の実施・手配の所掌を指すとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
24	基本協定書 (案)SPC_Ver.	3	第5条	2	(6)		普通株主が保有する著作権等の無償かつ無期限の利用	基本協定書(案)第5条第2項(6)では、「(本普通株主は、(中略)事業契約終了後における対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。②この変更を事業契約書(案)第124条第3項では、「乙は、第三者(乙の株主を含むが、これに限られない。)が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、(中略)。ただし、本事業契約終了日において乙が当該第三者に対して当該技術の利用にかかる対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り乙が負担していた金額を上限とする。))かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が乙の株主以外の第三者である場合には、乙は、当該第三者をして、当該技術の利用を無償(ただし、甲が別途認める場合は有償。))かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。」とあります。基本協定書の定める内容の明確化が事業契約書でなされている理解ですが、基本協定書(案)の原内容は応諾出来かねず、事業契約書(案)に合わせた記載内容に修正いただけませんか？	基本協定書第5条第2項6号を、事業契約第124条第3項と整合するよう修正します。
25	事業契約書(案)	5,15- 16,19	第15条 第57条 第68条	0	0	0	現況有姿修繕改築詳細設計条件変更等	第1回質問回答No.189に、「提案時点で事業者が見込むべき調査・把握の範囲は、開示資料に基づき把握すべき範囲とお考え頂いて結構ですが、優先交渉権者決定後、事業者の請求に応じて市が提示できる資料に②も含まれる」とあります。これは、優先交渉権者決定後に開示いただいた資料の内容次第で①事業者が見込むべき調査・把握の範囲が変更しうる、②この変更を事業契約書に反映し得る、との解釈でよろしいでしょうか。	優先交渉権者決定後に開示した資料の内容次第で①事業者が見込むべき調査・把握の範囲が変更しうる、②この変更を事業契約書に反映し得る、との解釈で構いません。
26	事業契約書(案)	6	第19条	0	0	0	甲の責任負担	第1回質問回答No.138、155、161に共通する内容です。本件施設の改築又は新たな設備の導入等に関して、甲乙間の協議が30日以内に合意に至らない場合に貴市が単独決定できることとなっております。協議開始前に先立双方の認識確認や組織内での意思統一の期間が必要になると考えられますが、協議開始の日の設定について柔軟に判断できるよう、本質問に対して以下のような趣旨を含む回答をご検討願います。『原文のとおりとしますが、協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いたうえで、柔軟に定めることといたします。』	「協議開始から30日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、甲は、甲の決定に従って、当該改築又は設備の導入等に伴って必要となる要求水準書の変更を指定するとともに、当該改築又は設備の導入等を行う。但し合理的な理由がある場合は、甲は、乙との協議を経て、当該協議期間を延長することができる。」とします。
27	事業契約書(案)	9	第34条	1			委託禁止業務	第1回質問回答No.142において、「委託禁止業務として統括管理業務(統括管理)が指定されていますが、当該業務を担当する構成企業に委託することは禁止されないと理解してよろしいでしょうか。」という質問に対し、「統括管理業務については、企業共同体の場合は代表企業、SPCの場合はSPCの責任のもとで実施してください。構成企業への委託は認めません。」と回答されています。これは、実施契約書(案)第34条の条で「乙は、統括事業の業務のうち、委託禁止業務である統括管理業務(統括管理)を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせてはならない。」と矛盾します。①当グループは、SPCの責任のもと統括管理業務(統括管理)を実施する想定でありますが、その業務の一部に関する支援を代表企業もしくは構成員に委託する可能性があります。これはSPCの責において統括管理業務(統括管理)を実施しているとして認められますでしょうか。②また、統括管理業務(台帳管理)では、システムベンダー等への委託が必要になると想定しますし、委託は認められている理解です。第1回質問回答では、「統括管理業務は、(中略)構成企業への委託は認めません。」と回答されていますので修正いただけますでしょうか。	第1回質問回答『統括管理業務については、企業共同体の場合は代表企業、SPCの場合はSPCの責任のもとで実施してください。構成企業への委託は認めません。』『お見込みのとおりです。』と修正します。

第2回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
28	事業契約書(案)	13	第46条 第47条	0	0	0	施設確認・業務引継ぎに係る協議の開始時期	令和8年7月改訂版の事業契約書(案)第46条・第47条では、事業開始に伴う本件施設の確認方法及び業務引継ぎ等の内容は「協議により定める」とこととされました。当該協議は優先交渉権者決定後速やかに開始されとの理解でよいか、ご教示ください。	ご質問にあるような協議については、基本協定締結後に開始できるものと考えます。
29	事業契約書(案)	15	第56条 第87条・別紙4	第3項	0	0	改築工事費総額と物価変動によるサービス対価の改定の関係	事業契約書第56条第3項の改築工事に要する費用の総額に関し、物価変動による費用の増加については、別紙4に定めるサービス対価の改定(第87条)の対象となるとの理解でよいか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
30	事業契約書(案) 第1回質問回答書	15 No.136・189	第57条	第5項	0	0	「事前調査の不備」の範囲	事業契約書第57条第5項の「事前調査の不備」について、同項が対象とするのは事業者が実施した事前調査の不備であり、市の開示資料に含まれる情報の誤り・不足に起因するもの(第1回質問回答書No.136・No.189において、開示資料から合理的に予見できない不具合はサービス対価変更協議の対象となると回答済み)は含まれないとの理解でよいか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
31	事業契約書(案)	17-22	第60条・ 第78条				管路修繕・改築業務	第60条から第78条は、貴市が工事を発注した場合に一般的に記載されている文章と理解しております。一方で、本事業においては、貴市とSPCが事業実施契約を締結したうえで、SPCから地元企業等に工事業務や維持管理業務等を発注することを想定しております。①これらの条文はあくまで貴市とSPCの間の契約であって、SPCと実際に施工を行う企業との間に締結する契約内容を規定するものではないと理解してよいでしょうか。②また、あくまで工事業務に対する記載であって、SPCが別で実施する維持管理業務等は対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②事業契約第60～78条は、第5節 管路修繕・改築業務を構成する条文です。
32	事業契約書(案)	17	第63条、 第64条				管路修繕・改築業務	①工事における品質管理については、工事の竣工に至るまで、基本的に受注者が行うものと認識しておりますが、ここに記載のある「監督員の立会い」や「監督員の検査」の頻度の想定をご教示願います。②また、ここに記載のある「設計図書」について、事業契約書内にて定義づけが必要ではないでしょうか。	①立会・検査頻度の想定について 施工立会については、事業者から提出されるセルフモニタリング計画書などを踏まえて決定する予定です。 検査については、支払いが発生する時とし、基本的に工事完了時を想定しています。部分払いが起る際は、部分検査も想定していますが、部分払いの必要がある場合は協議に応じます。 ②事業契約書(案)別紙1 定義集に「設計図書」とは、第57条の規定により乙が実施する修繕改築詳細設計に係る設計図書をいう。」と追記します。
33	事業契約書(案)	28	第95条	4			責任や費用負担	第1回質問回答No.157において、「原文のとおりとします。」と回答いただきましたが、国家賠償法に則って考えれば、「重大な過失」ではなく「過失」に該当する場合でも、それに起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲が負担すべきと考えられますので、再度修文をご検討願います。例えば、「甲の責めに帰すべき事由(甲の故意又は過失を含む。)」に起因して乙に発生した合理的な追加費用及び損害は、甲が負担する。」のようにご修正いただくことを希望いたします。	原文どおりとします。 但し、必要な場合は、優先交渉権者決定後、事業契約締結までに協議を行う場合があります。
34	事業契約書(案) 第1回質問回答書	30-31 No.209	第104条	0	0	0	成果物の契約不適合責任(約款最終案の提示時期)	事業契約書第104条(成果物の契約不適合責任)に関し、第1回質問回答書No.209では、計画・設計成果物の契約不適合責任について「事業契約で定める『契約不適合責任期間・範囲』に従う想定です(約款最終案に明記)」と回答されています。当該約款最終案(成果物の契約不適合責任期間・範囲に係る定めを含むもの)の提示時期をご教示ください。提案価格算定の前提となるため、提案審査書類の提出前にお示しいただくことを希望します。	第1回質問回答No.209では「第104条の期間・範囲:計画・設計成果物も、事業契約で定める『契約不適合責任期間・範囲』に従う想定です(約款最終案に明記)」としていますが、この部分を「第104条に規定する設計・成果物(設計図書等)に係る責任期間・責任範囲については、民法の規定によるものとします」と修正します。
35	事業契約書(案)	6	第109条	0	0	0	賠償額の支払い	本事業は複数業務から構成される長期包括契約であり、第109条の「契約金額」を事業期間全体のサービス対価総額と解した場合、不正行為との関連性が認められない履行済業務や違反行為と無関係の業務に係る対価まで賠償額算定の基礎に含まれることとなります。損害賠償対象額としての合理性の観点から、「契約金額」は未履行部分かつ違反行為に係るサービス対価に限定していただけないででしょうか。	事業契約第109条は、第108条(談合その他の不正行為による解除)を受けての賠償金規定であり、厳格な対応が必要であるとの考え方から、原文どおりとします。
36	事業契約書(案)	46	別紙4	1	表1	0	本事業に係るサービス対価の構成	サービス対価Bの不明水対策、水質調査に「※」が付されていますが、後附の注にはサービス対価Bに係る言及がありません。「※」が不要なのか、注の記載漏れなのかを確認させてください。	当該箇所の「※」を削除します。
37	事業契約書(案)	55	別紙8	0	0	0	下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担	業務を実施した管路施設において漏水により道路陥没等が発生した場合、業務実施区間において、乙の責により道路陥没等が発生した場合は乙の100%と負担となっております。業務実施区間というのは、どの業務を実施した場合を想定されていますでしょうか。また、道路陥没等とは道路陥没以外のどの事象を対象にされていますでしょうか。	管路修繕・改築業務を実施した場合を想定していますが、維持管理業務についても、管理瑕疵について一定の責任を伴うものと考えています。 また、道路陥没等に関しては、道路陥没に限定するものではなく、業務実施箇所(区間)における管路の漏水に起因して発生する、周辺地盤の空洞化・沈下、周辺構造物への影響、地下水・土壌等への汚水流出など、第三者等に影響を及ぼす事象を想定しています。
38	事業契約書(案)	55	別紙8	0	0	0	下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担	業務を実施した管路施設において漏水により道路陥没等が発生した場合、業務実施区間において、乙の責により道路陥没等が発生した場合は乙の100%と負担となっております。負担額の上限の定めがないことは受け入れがたく、不可抗力条項として整理いただくことを要望致します。	乙の責による道路陥没等を「不可抗力」とすることは認めませんが、発生の状況等を踏まえ、乙の負担すべき額については協議するものとし、また、上限額を設定するのは難しいですが、市として、日本下水道協会の下水道賠償責任保険に加入します。
39	様式集(Excel)	0	様式5-3				事業実施計画	現時点で計画している附帯事業は、貴市との協議や事業環境の変化等、特定の条件が揃って初めて実施できる事業です。よって、現時点で詳細な事業内容を決定することが困難であるため、必要になるサービス対価の金額やかかるコストの算出も困難です。このような場合、過去事例では、条件付き附帯事業として入札時点では期待される効果や発動条件等を提案書に記載し、事業開始後に事業収支計画を作成・提出することを認めていただきました。本事業でも同様に、提案書提出段階においては、計画している内容等の定性的な記述に留め、収支計画の作成・提出は貴市との協議を踏まえて改めて対応させていただくことをお認め願います。	認めます。
40	様式集(Excel)	0	様式5-4	0			事業収支計画	現時点で計画している任意事業は、貴市との協議や事業環境の変化、受託を前提としている等、特定の条件が揃って初めて実施できる事業です。よって、現時点で詳細な内容を決定することが困難であるため、収支計画を作成することも困難です。このような場合、過去事例では、条件付き任意事業として入札時点では期待される効果や発動条件等を提案書に記載し、事業開始後に事業収支計画を作成・提出することを認めていただきました。本事業でも同様に、提案書提出段階においては、計画している内容等の定性的な記述に留め、収支計画の作成・提出は貴市との協議を踏まえて改めて対応させていただくことをお認め願います。	認めます。